

証券コード 3987
(発送日) 2023年11月7日
(電子提供措置開始日) 2023年11月1日

株 主 各 位

札幌市中央区北一条東一丁目2番5号
エコモット株式会社
代表取締役 入 澤 拓 也

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.ecomott.co.jp>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（社名）」に「エコモット」又は「コード」に当社証券コード「3987」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年11月21日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp>）にアクセスしていただき、本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記のインターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月22日（水曜日）
開場時間：午前10時、開催時間：午前10時30分
2. 場 所 札幌市中央区北四条西五丁目1番地
アスティ45 16階 ACU-A 大研修室1606
3. 目的事項
報告事項 1. 第17期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役3名選任の件
第2号議案 新設分割計画承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送り致しますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役（監査等委員会、監査委員会）が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

#### 新型コロナウイルス感染拡大防止に関するご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご出席される株主様におかれましては、当日に体温を測定していただくなど、ご自身の体調をご確認のうえ、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方などご心配、ご不安のある方は、くれぐれもご無理をなさらずに本株主総会へのご出席をお控えください。また、当日体調不良と見受けられる方に




は、当社スタッフがお声掛けさせていただき、入場をお断りする場合がございます。

本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

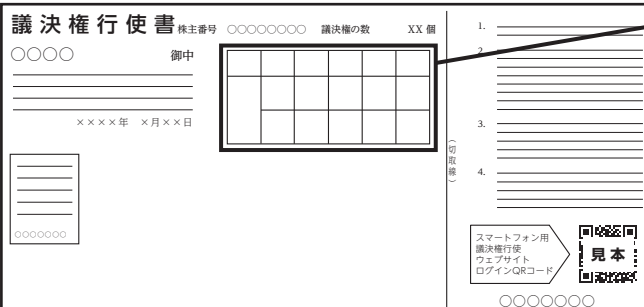


## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

|                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2023年11月22日（水曜日）<br/>午前10時30分<br/>（受付開始:午前10時）</p> |  <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年11月21日（火曜日）<br/>午後6時到着分まで</p> |  <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年11月21日（火曜日）<br/>午後6時入力完了分まで</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
  - 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
  - 一部の候補者を反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
- 第2、3、4号議案**
- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
  - 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

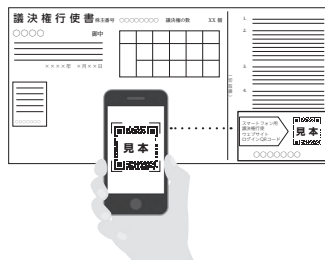
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

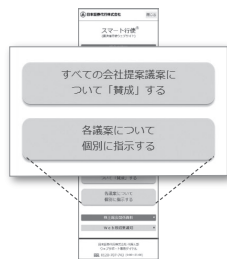
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

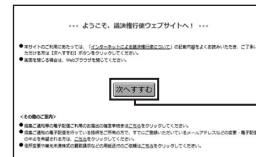


**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**  
 議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
 ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

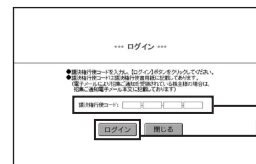
議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

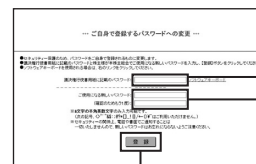
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル  
 [電話] 0120 (707) 743  
 受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役3名選任の件

現取締役の勝田剛氏、松本康一郎氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。その補欠として取締役2名の選任、並びに新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠及び増員として選任する取締役の任期は、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の株式数<br>(2023年8月31日) |
|-----------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 1         | ※<br>ほそ かわ ひろ ゆき<br>細 川 博 之<br>(1974年6月14日生) | 1999年9月 株式会社ツールクラフト 入社<br>2001年7月 ビースクウェア株式会社 入社<br>2004年1月 エィブルソフト株式会社 入社<br>2008年9月 中央システム株式会社 入社<br>2016年4月 当社 入社 製品開発部 課長<br>2018年4月 当社 製品開発部 部長<br>2022年9月 当社 デバイスソフトウェア開発部 部長<br>2023年7月 クラウドソリューション開発部兼デバイスソフトウェア開発部 部長 (現任)          | 1,600株                         |
| 2         | ※<br>たけ だ けん すけ<br>武 田 研 輔<br>(1978年10月17日生) | 2001年4月 株式会社ユニオン 入社<br>2006年3月 株式会社シーエスアイ (現株式会社CEホールディングス) 入社<br>2014年3月 和弘食品株式会社 入社<br>2019年1月 株式会社ロゴスホーム 入社<br>2022年4月 株式会社ノベルズ 入社<br>2022年11月 株式会社ヒロエナジー (現株式会社H.Eエナジー) 入社<br>2023年4月 株式会社H.Eグループ 転籍 取締役 管理部長<br>2023年11月 当社入社 社長室長 (現任) | 一株                             |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数<br>(2023年8月31日) |
|-----------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 3         | ※<br>村上彩子<br>(1976年2月12日生) | 1996年7月 Tomen Hotline Hong Kong Ltd. 入社<br>1999年4月 Easyfile Hong Kong Co.,Ltd 入社<br>2001年3月 株式会社マックスドナ 取締役(現任)<br>2013年9月 株式会社エシカルタイム 代表取締役(現任) | 一株                             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 村上彩子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 村上彩子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、サステナビリティを事業や社会活動を通じて推進していること、その経歴からグローバルな視点を有していること、また代表取締役という立場で企業経営に携わっているキャリアを持ち、当社の運営上の意思決定や業務遂行の判断強化に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 村上彩子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。
6. 村上彩子氏は、当社上場の国内各取引所がそれぞれ定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として各取引所へ届け出る予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づいて、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が補填するものであります。各候補者が選任された場合は、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。



## 第2号議案 新設分割計画承認の件

### 1. 提案の理由

当社のコンストラクションソリューション事業の主要マーケットは土木・建設市場であり、当該市場におけるDX需要は年々高まる傾向にあります。

しかしながら、市場成長と同等またはそれ以上の成長曲線を描けない状態が続いており、結果として2期連続の事業赤字、2023年8月期には減損損失を計上することとなりました。

背景としては、競合との競争激化、取り巻く市場環境の急速な変化、顧客ニーズの多様化・高度化などの外部要因、採用難による営業リソース不足、研究開発などへの先行投資が不十分、広告宣伝費等への投資が不十分などの内部要因が考えられます。

外部環境・内部環境への対応、対策を講じるため新設分割を実行する判断を致しました。

具体的には、積極的に外部からの資金調達を行い、広告宣伝、研究開発、人材への投資を拡大し、更なる成長を図る予定でございます。

実行時期としては2023年12月1日で、本社は東京に移す想定であります。

当社の中核をなすコンストラクションソリューション事業であります。今後の成長を加速する意味において、新設分割が最善と判断しました。

なお、新設会社へ承継する資産負債の項目及び金額は下記のとおりです。

(2023年8月31日現在。単位：百万円)

| 資産   |      | 負債   |      |
|------|------|------|------|
| 項目   | 帳簿価額 | 項目   | 帳簿価額 |
| 流動資産 | 165  | 流動負債 | 6    |
| 固定資産 | 25   | 固定負債 | 7    |
| 合計   | 190  | 合計   | 190  |

(注) 承継する資産・負債の項目及び金額は、2023年8月31日現在の貸借対照表を基準に算出しており、実際に分割する金額は、上記金額と異なる可能性があります。

## 2. 新設分割計画の内容の概要

### 新設分割計画書（写）

エコモット株式会社(以下「甲」という)は、新たに設立する株式会社（仮称）株式会社現場ロイド(以下「乙」という)に対し、甲の営む国内における「コンストラクションソリューション事業」(以下「本対象事業」と総称する)に関する権利義務を承継させるため、新設分割(以下「本新設分割」という)を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という）を作成する。

#### （乙の定款記載事項）

第1条 乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1定款のとおりとする。

#### （株式の割当て）

第2条 乙は、本新設分割に際して普通株式18,000株を発行し、そのすべてを甲に割当て交付する。

#### （乙の資本金等の額）

第3条 乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資本金の額金 6,000万円
2. 資本準備金の額金 0円
3. 利益準備金の額 0円

#### （設立時役員）

第4条 乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

1. 設立時取締役  
入澤拓也、勝田剛、能和幸範
2. 設立時監査役  
秋葉直俊

#### （分割期日）

第5条 分割をなすべき時期（以下「分割期日」という）は、乙の設立登記をすべき日である2023年12月1日とする。ただし、新設分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

#### （承継する権利義務）

第6条 甲は、第5条に規定する分割期日において、本対象事業に係る別紙2記載の資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を乙に移転し、乙はこれを承継する。なお、乙が承継する資産及び債務

は、2023年8月31日現在の甲の貸借対照表を基礎として、分割期日までの増減を加除した上で確定することとし、債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとする。

(競業禁止義務)

第7条 甲は、本新設分割の効力発生後10年間は、乙の事前の書面による承諾が無い限り、本対象事業と競業関係に立つ業務を行わず、または第三者にしてこれを行わせない。

(本計画の変更等)

第8条 甲は、本計画作成後、分割期日までの間に天災地変その他の事由により甲の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、その他本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、本計画を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

(本計画の効力)

第9条 本計画は、甲の第17期定時株主総会における承認ならびに法令に定める関係官庁による承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

(その他の事項)

第10条 本計画に定めのない事項その他本新設分割に関し必要な事項については、本計画の趣旨に従い甲がこれを決定する。

2023年10月13日

北海道札幌市中央区北一条東一丁目2番5号  
カレスサッポロビル7階  
エコモット株式会社  
代表取締役 入澤 拓也

別紙1 定款

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社(仮称)株式会社現場ロイドと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報機器の企画・開発・設計・試作・実験・解析・評価・製造・輸入・販売・レンタル・保守に関わる業務
2. ITサービスの企画・開発・設計・試作・実験・解析・評価・製造・輸入・販売・レンタル・保守に関わる業務
3. ITシステムの構築及び運用並びにそれらの受託及びコンサルティング
4. ITシステムに関わる要員の教育・派遣業務
5. 各種データ解析作業の受託及びコンサルティング
6. 各種情報機器の設置・メンテナンス等
7. ベンチャー企業に対する投資及びその養成
8. 有価証券の取得及び保有
9. 投資事業組合財産の管理及び運用
10. 前各号の業務及びこれらに付帯又は関連する一切の業務を営む会社並びにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
11. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

(構成機関)

第5条 当社は株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得したものに対し、当該株式を当  
会社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当社所定の書式に  
よる請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人  
その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。  
ただし、次の場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

- ①株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人  
その他の一般承継人に対し、株主名簿記載事項を当社に記載又は記録すべきことを命じた確  
定判決を提出して請求するとき
- ②株式取得者が上記①の確定判決と同一の効力を有するもの内容を証する書面その他の資料  
を提出して請求するとき
- ③株式取得者が取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者の相続人であっ  
て、これを証する書面を提出して請求するとき
- ④その他、会社法施行規則第22条1項各号に定めるとき

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式  
による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録  
又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

### 第3章 株 主 総 会

(招集及び招集権者)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。

3 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役が招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の普通決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに会社法施行規則第72条に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社には、取締役3名以上5名以内を置く。

(取締役の選任方法)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び社長)

第21条 取締役会の決議によって、代表取締役1名を定める。

2 代表取締役は社長とする。

3 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

(役付取締役)

第22条 前条の他、取締役会の決議をもって、取締役の中から、専務取締役、常務取締役を選任することができる。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。

3 増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する他の取締役の任期の満了す

べき時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の1日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時は、この限りではない。

(取締役に対する報酬等)

第28条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議により定める。

## 第5章 監査役

(監査役の数及び選任)

第29条 監査役の数は、1名とする。

2 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。



(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第33条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

(配当の除斥期間)

第34条 剰余金の配当が、その支払いの提供をした日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

## 附 則

(最初の事業年度)

第35条 第32条(事業年度)の規定にかかわらず、第1期の事業年度は、令和5年12月1日から令和6年6月30日までの7か月間とする。

(設立時本店所在地)

第36条 当社の設立時本店所在地は、東京都千代田区内神田二丁目12番6号とする。

(設立時代表取締役)

第37条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。  
設立時代表取締役 入澤拓也

(附則の有効期限)

第38条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時まで有効とし、同日の経過をもって削除する。

以上

別紙2 承継権利義務明細表

承継権利義務明細表

乙は、甲から、分割効力発生日において本対象事業に属する以下の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。

1 資産

(1) 流動資産

本対象事業に係る現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品、その他流動資産。

(2) 固定資産

本対象事業に係る建物、工具、器具及び備品、レンタル用資産、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定、その他無形固定資産、その他投資その他資産。

2 負債

(1) 流動負債

本対象事業にかかる契約負債、賞与引当金。

(2) 固定負債

本対象事業にかかる、退職給付引当金。

(3) 乙に承継される一切の債務につき、甲は乙とともに、重疊的に債務を引受ける。

3 雇用契約

分割効力発生日において本対象事業に従事する従業員、及び甲と合意する甲の従業員のうち、乙の設立日において甲に在籍している従業員との雇用契約に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。但し、従業員に対する未払の報酬、給与、及び2023年12月支給対象の賞与に関する債務は含まず、これら債務は甲が負うものとする。

4 契約関係

本対象事業にかかる取引基本契約、業務委託契約その他本対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

5 許認可

本対象事業に関して甲が取得している許認可等のうち、法令上甲から乙への承継が可能であるもの。

以上

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業の明確化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）の事業目的を追加するものです。

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                         | 変 更 案                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 情報機器の企画・開発・設計・試作・実験・解析・評価・製造・輸入・販売・レンタルに関わる業務                                                | 1. 情報機器の企画・開発・設計・試作・実験・解析・評価・製造・輸入・販売・レンタルに関わる業務                                                |
| 2. ITシステムの構築及び運用並びにそれらの受託及びコンサルティング                                                             | 2. ITシステムの構築及び運用並びにそれらの受託及びコンサルティング                                                             |
| 3. ITシステムに関わる要員の教育・派遣業務                                                                         | 3. ITシステムに関わる要員の教育・派遣業務                                                                         |
| 4. 各種データ解析作業の受託及びコンサルティング                                                                       | 4. 各種データ解析作業の受託及びコンサルティング                                                                       |
| 5. 各種融雪装置、暖房装置の設計・製造・販売・施工・メンテナンス等                                                              | 5. 各種融雪装置、暖房装置の設計・製造・販売・施工・メンテナンス等                                                              |
| 6. 遠隔融雪装置類による融雪監視代行業務                                                                           | 6. 遠隔融雪装置類による融雪監視代行業務                                                                           |
| 7. 除雪代行業務                                                                                       | 7. 除雪代行業務                                                                                       |
| 8. ベンチャー企業に対する投資及びその養成                                                                          | 8. ベンチャー企業に対する投資及びその養成                                                                          |
| 9. 有価証券の取得および保有                                                                                 | 9. 有価証券の取得および保有                                                                                 |
| 10. 投資事業組合財産の管理および運用                                                                            | 10. 投資事業組合財産の管理および運用                                                                            |
| 11. 前各号の業務およびこれらに付帯または関連する一切の業務を営む会社ならびにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること | 11. <u>太陽光発電システムの販売、施工</u>                                                                      |
| 12. 前記各号に付帯または関連する一切の業務                                                                         | 12. <u>太陽光発電設備原材料の売買</u>                                                                        |
|                                                                                                 | 13. <u>太陽光発電設備の保守</u>                                                                           |
|                                                                                                 | 14. <u>発電及び電気の売買</u>                                                                            |
|                                                                                                 | 15. <u>蓄電池の売買</u>                                                                               |
|                                                                                                 | 16. <u>不動産の開発、売買、管理、賃貸及びその仲介業</u>                                                               |
|                                                                                                 | 17. 前各号の業務およびこれらに付帯または関連する一切の業務を営む会社ならびにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること |
|                                                                                                 | 18. 前記各号に付帯または関連する一切の業務                                                                         |

**第4号議案** 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である三優監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたしますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

監査役会が瑞輝監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の専門性、独立性及び品質管理体制、効率性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年10月26日現在)

|            |                          |  |     |
|------------|--------------------------|--|-----|
| 名 称        | 瑞輝監査法人                   |  |     |
| 主たる事業所の所在地 | 札幌市北区北七条西六丁目2番地34 SKビル7階 |  |     |
| 沿 革        | 2008年10月 瑞輝監査法人設立        |  |     |
| 概 要        | 構成人員                     |  |     |
|            | 社員（公認会計士）                |  | 5名  |
|            | 職員（公認会計士）                |  | 7名  |
|            | その他職員                    |  | 1名  |
|            | 合計                       |  | 13名 |
|            | 監査証明業務                   |  | 15社 |

以上

## 事業報告

(2022年9月1日から  
2023年8月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

総務省・経済産業省の「情報通信業基本調査」によると、当社グループの属する情報サービス産業における売上高も増加傾向が続いており、ビッグデータの活用、AIやIoTの発展等、業界を取り巻く環境変化がより加速してきているものと考えられます。なかでも当社グループが注力する国内IoT市場におけるユーザー支出額は、2022年実績で5兆8,177億円となり、その後2027年までの年間平均成長率（CAGR：Compound Annual Growth Rate）は8.5%、2026年には8兆7,461億円に達すると予測されています（IDC Japan株式会社「国内IoT市場産業分野別/テクノロジー別市場予測」より引用）。

このような環境のもと、当社グループは2021年8月期から「新・中期経営ビジョン」に基づく事業展開を開始しました。KDDI株式会社との連携強化による「KDDI IoTクラウド Standard」の案件増や大型案件の共同受注、株式会社ユアスタンドとの業務・資本提携によるEV充電スタンドの拡販、株式会社プレステージ・インターナショナルのグループ企業である株式会社プレミア・エイドとの合弁会社「株式会社プレミア・ブライコネクト」におけるモビリティサービスの協業、太陽光発電EPC事業を行う子会社の株式会社パワーでんきイノベーション設立により、新たなマーケットの展開にも注力し、各ソリューションにおける市場シェア拡大を図ってまいります。

また、当社は「専門メーカーとエコモットで実現する新しい未来常識」の創出を目指し、2023年3月27日に積水樹脂株式会社と資本業務提携契約を締結いたしました。積水樹脂株式会社の交通・景観分野における技術力・提案力と当社のAI/IoT分野でこれまで培ってきた強みを生かし、よりスピーディーに製品・サービスを創出していく体制を構築して事業を展開してまいります。

コンストラクションソリューションの属する建設DX市場規模は依然として拡大傾向となっており、更に政府が発表した2021年度からの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、激甚化する災害への対策、予防保全に向けた老朽化対策並びにデジタル化の推進にかかる対策が三つの柱として掲げられております。

報告セグメントにつきましてはIoTインテグレーション事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

ソリューション区分体系につきましては、前連結会計年度までは「インテグレーションソリ

ソリューション」、「コンストラクションソリューション」、「モニタリングソリューション」、「モビリティサービス」の4ソリューション区分に分類していましたが、当連結会計年度より、以下の通り「IoTビジネスイノベーション」、「コンストラクションソリューション」、「IoTパワー」の3ソリューション区分に変更しております。

| 事業セグメント        | 当連結会計年度におけるソリューション区分 | 前連結会計年度までのソリューション区分、または子会社         | ソリューション区分の位置付け                                                  |
|----------------|----------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| IoTインテグレーション事業 | IoTビジネスイノベーション       | インテグレーションソリューション                   | 中核事業である、IoTインテグレーションを中心に、DXを支援。また、「ゆりもっと」等、IoTプロダクト販売等を行う。      |
|                |                      | モニタリングソリューション                      |                                                                 |
|                |                      | モビリティサービス<br>株式会社フィット(*1)          |                                                                 |
|                | コンストラクションソリューション     | コンストラクションソリューション                   | 建設現場の安全性、生産性、施工品質水準をデジタルテクノロジーによって向上させ、これを以て日本国土の発展ならびに防災に貢献する。 |
|                | IoTパワー               | 株式会社ゴモジー<br>(旧商号：株式会社ストーク)<br>(*1) | IoT技術を駆使し差別化できる既存産業に自らが参入し、自社の強みを発揮する。                          |
|                |                      | 株式会社パワーでんきイノベーション(*2)              |                                                                 |

(\*1)前連結会計年度において株式会社フィット及び株式会社ゴモジー（旧商号：株式会社ストーク）は当社連結子会社であり、株式会社フィットはインテグレーションソリューションに、株式会社ゴモジーはモニタリングソリューションに区分しておりました。なお、株式会社ゴモジーは2023年1月1日付で株式会社ストークから株式会社ゴモジーへ商号変更しております。

また、株式会社フィット及び株式会社ゴモジーは2023年8月31日付で株式譲渡により連結の範囲から除外しております。

(\*2)株式会社パワーでんきイノベーションは当連結会計年度より当社連結子会社としておりません。

なお、前連結会計年度の各ソリューション区分の情報につきましては、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

(IoTビジネスイノベーション)

インテグレーションソリューションはシステム開発や端末提供に伴うフロー売上と導入後の

通信料やアプリケーション利用料、保守料からなるストック売上で構成されます。モニタリングソリューションは「ゆりもっと」が主力サービスであり、端末提供に伴うフロー売上と導入後の遠隔監視サービス提供料で構成されます。また、EV充電スタンド関連における端末提供もフロー売上に含まれます。モビリティサービスにおいては株式会社プレミア・ブライコネクトへの製品及び業務提供がフロー売上に含まれます。当連結会計年度において、注力チャネルであるKDDI株式会社との営業活動、主力ソリューションゆりもっと導入、EV充電スタンドの端末販売が順調に推移し、売上高は1,232,259千円（前年比6.0%増）となりました。

（コンストラクションソリューション）

国土交通省が生産性向上の一環として推進している遠隔臨場向け商材が前年実績を大きく上回り、またAI関連案件も堅調に推移し、売上が拡大したものの、昨年度からのNETIS登録品の登録期限切れの影響が依然として払拭されず、既存レンタル商品の受注率が低下したことにより、売上高は949,245千円（前年比3.0%減）となりました。

（IoTパワー）

IoTパワーは当社子会社の株式会社ゴモジー、及び株式会社パワーでんきイノベーションにより構成されます。当連結会計年度において、株式会社ゴモジーは空調・暖房設備関連、及び当期より開始となったリモートモニタリング分野の開発案件の事業を行っております。

また株式会社パワーでんきイノベーションは、有限会社パワーでんきカンパニーから2022年12月16日付で譲受した太陽光設備に係る造成・販売施工、電気工事の事業を開始しております。

これらの結果、売上高は533,907千円（前年比598.4%増）となりました。

また、当社保有の非上場有価証券の売却により、28,535千円の投資有価証券売却益（特別利益）を、当社子会社の株式会社フィットの株式売却により、7,707千円の子会社株式売却益（特別利益）を、株式会社ゴモジーの株式売却により、3,176千円の子会社株式売却損（特別損失）を計上しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,715,412千円（前年比22.5%増）、営業損失93,397千円（前年は営業利益19,547千円）、経常損失83,318千円（前年は経常利益34,311千円）、親会社株主に帰属する当期純損失174,864千円（前年は親会社株主に帰属する当期純利益27,770千円）となりました。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度中における重要な設備投資はありません。



**③資金調達の状況**

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として400,000千円の調達を行いました。また、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関4社と当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末時点で117,660千円を調達しております。

**④重要な企業再編等の状況**

当社の連結子会社である株式会社パワーでんきイノベーションは、2022年12月16日を効力発生日として、有限会社パワーでんきカンパニーより太陽光設備に係る造成・販売施工、電気工事に係る事業を譲り受けました。

当社は2023年8月31日を効力発生日として、連結子会社であった株式会社ゴモジの全所有株式を、花田 浩二氏、澤田 幸寛氏、及びしなねん商事株式会社の三者に譲渡いたしました。

当社は2023年8月31日を効力発生日として、連結子会社であった株式会社フィットの全所有株式を、株式会社ドゥーファに譲渡いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                                       | 第 14 期<br>2020年 8 月期 | 第 15 期<br>2021年 8 月期 | 第 16 期<br>2022年 8 月期 | 第 17 期<br>2023年 8 月期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売上高 (千円)                                                  | 2,859,046            | 2,162,269            | 2,217,113            | 2,715,412                         |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (千円)                                   | △331,307             | 75,562               | 34,311               | △83,318                           |
| 親会社株主に帰属する当期純<br>利益又は親会社株主に帰属す<br>る当期純損失 (△) (千円)         | △393,515             | 13,705               | 27,770               | △174,864                          |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 又 は (円)<br>1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) | △77.13               | 2.66                 | 5.38                 | △33.62                            |
| 総 資 産 (千円)                                                | 1,960,345            | 1,963,614            | 1,871,622            | 2,237,427                         |
| 純 資 産 (千円)                                                | 1,053,129            | 1,075,954            | 1,103,001            | 932,907                           |

(注) 決算期変更の経過期間である第14期は、2019年4月1日から2020年8月31日までの17か月決算となっております。

②当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                                       | 第 14 期<br>2020年 8 月期 | 第 15 期<br>2021年 8 月期 | 第 16 期<br>2022年 8 月期 | 第 17 期<br>2023年 8 月期<br>(当事業年度) |
|-----------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売上高 (千円)                                                  | 2,629,438            | 1,982,319            | 2,001,733            | 2,040,171                       |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (千円)                                   | △348,520             | 71,730               | 29,045               | △63,980                         |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (千円)                                 | △406,323             | 13,765               | 25,953               | △143,406                        |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 又 は (円)<br>1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) | △79.64               | 2.67                 | 5.03                 | △27.57                          |
| 総 資 産 (千円)                                                | 1,824,193            | 1,817,723            | 1,768,643            | 2,038,062                       |
| 純 資 産 (千円)                                                | 1,040,321            | 1,063,205            | 1,088,436            | 949,800                         |

(注) 決算期変更の経過期間である第14期は、2019年4月1日から2020年8月31日までの17か月決算となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

| 会社名                       | 資本金       | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容               |
|---------------------------|-----------|----------|-----------------------|
| 株式会社<br>パワーでんき<br>イノベーション | 100,000千円 | 100.0%   | 太陽光発電EPC事業<br>一般電気工事業 |

- (注) 1 2022年9月28日付で株式会社パワーでんきイノベーションを設立により子会社としました。2022年12月16日付で有限会社パワーでんきカンパニーより事業を譲受けております。
- 2 株式会社ゴモジー、及び株式会社フィットにつきましては、2023年8月31日付で全発行済株式を譲渡したため、重要な子会社から除外いたしました。

#### ③企業結合の経過と成果

連結子会社は、株式会社パワーでんきイノベーションの1社であり、持分法を適用した関連会社として株式会社プレミア・ブライコネクの1社があります。

当連結会計年度の当社グループの企業集団の成果は「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりです。

### (4) 対処すべき課題

当社は、創業以来「ゆりもっと」「現場ロイド」という主力パッケージサービスを中心に、数多くの実績を積み重ねてきました。その間、IoT分野は今後数年間にわたって高い成長率を維持する成長分野と注目されるようになり、多くのコンペティターが参入してきました。当社は以下の事項を重要課題として取り組み、コンペティターとの競争の中でも、安定的な利益獲得と事業の健全な成長を継続し、社会貢献並びに企業価値向上に努めてまいります。

#### ① ストック収益の強化

当社は創業以来、主力パッケージサービス「ゆりもっと」「現場ロイド」の普及を主たる原動力として成長してきましたが、「ゆりもっと」はサービスが積雪地域に限定され、原油価格

の動向や天候により需要状況が大きく左右されます。また、「現場ロイド」は、建設投資動向により需要状況が大きく左右されます。建設投資動向は、民間設備投資や国及び地方公共団体の公共事業予算に影響を受けます。

このような状況下、当社は安定した収益基盤を築き上げるためにストック収益の拡大を図っており、具体的な施策として通信キャリア等とのアライアンスを強化し、市場成長率が高い分野であるインテグレーションソリューションの営業を強化しております。以下の3つを基本方針として掲げ、収益基盤の強化と事業拡大を図ってまいります。

1. AIや監視サービス、電源・電池領域を事業化、ワンストップでの提供に組み入れることで競争優位性を高める「垂直統合領域の拡大」
2. 製品・サービス開発、販売チャネル開発等による既存ソリューションの市場シェア拡大を図る「既存ソリューション領域の深化」
3. BtoBtoC領域やDX支援事業の立ち上げによる「事業領域の拡大」

## ② 人材の確保、育成

当業界においては技術革新のスピードが速いため、先進のノウハウと開発環境を継続的に更新する必要があります。また、そのような環境からアウトプットされる自社サービスも同様に日々進化することから、営業担当者には新技術や自社サービスの動向を常にキャッチアップする姿勢・資質が求められます。

以上のことから、当社は今後も環境の変化に対応し、常に新しい技術を利用した価値を提供していくため、開発環境の整備、優秀な人材の採用・教育に努めてまいります。

## ③ 競争力強化

常に変化する経営環境に対して迅速な判断と行動で対応し、経営基盤の強化を図ってまいります。そのために当連結会計年度では子会社の株式会社ゴモジー及び株式会社フィットの全株式売却によりエコモットグループの集中と選択を図りました。翌連結会計年度ではコンストラクションソリューションの分社化により、当社グループ経営者の育成とともにタイムリーな経営判断による収益の底上げを実現し、企業価値の向上に努めてまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

当社はIoT専門インテグレータとして、IoTプラットフォーム及びIoT専用端末の開発、製造、販売、保守及び遠隔監視代行サービス等を提供する「IoTインテグレーション事業」を行っております。

(6) 主要な営業所 (2023年8月31日現在)

① 当社

| 名 称             | 所 在 地   |
|-----------------|---------|
| 本 社 ・ 札 幌 営 業 所 | 北海道札幌市  |
| 東 京 営 業 所       | 東京都千代田区 |
| 青 森 営 業 所       | 青森県青森市  |
| 仙 台 営 業 所       | 宮城県仙台市  |
| 北 信 越 営 業 所     | 新潟県新潟市  |
| 東 海 営 業 所       | 愛知県名古屋市 |
| 関 西 営 業 所       | 大阪府吹田市  |
| 中 四 国 営 業 所     | 広島県広島市  |
| 九 州 営 業 所       | 福岡県久留米市 |

② 子会社

| 名 称               | 所 在 地  |
|-------------------|--------|
| 株式会社パワーでんきイノベーション | 群馬県高崎市 |

(7) 使用人の状況 (2023年8月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

| 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 132 (11) 名 | 18名減 (1名減)  |

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (当社グループから社外への出向者を除いております。) であります。パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループはIoTインテグレーションソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
3. 使用人数が前連結会計年度末に比べて計22名減少しておりますが、その主な理由は、当社グループから社外への出向者が増加したためであります。

②当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 116(11)名 | 19名減(1名減) | 38.8歳 | 4.5年   |

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除いております。) であります。パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末に比べて計21名減少しておりますが、その主な理由は、当社から社外への出向者が増加したためであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年8月31日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 196,400千円 |
| 株式会社りそな銀行    | 163,260千円 |
| 株式会社北洋銀行     | 145,000千円 |
| 北群馬信用金庫      | 117,660千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 70,000千円  |
| 株式会社青森銀行     | 12,470千円  |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(訴訟について)

・当社連結子会社の株式会社パワーでんきイノベーションは、2023年3月28日付（訴状送達日：2023年4月12日）で有限会社普久原工業から、損害賠償金として49,800千円および遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けており、現在係争中であります。当社及び株式会社パワーでんきイノベーションは原告に対して責任を負うべき理由はないものと認識しており、訴訟において株式会社パワーでんきイノベーションの正当性が受け容れられるよう主張していく方針であります。

・当社および連結子会社の株式会社パワーでんきイノベーションは、2023年9月7日付（訴状送達日：2023年9月11日）で合同会社ノナから、損害賠償金として16,226千円および遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けており、現在係争中であります。本訴訟は有限会社パワーでんきカンパニー（本訴訟被告）と合同会社ノナ（本訴訟原告）の間において2022年11月25日付けで締結された工事請負契約に基づき工事代金の一部として合同会社ノナから有限会社パワーでんきカンパニーへ支払った工事代金について、本件工事請負契約に基づく工事が履行不能となったとして、その損害賠償金を当社、株式会社パワーでんきイノベーション外4名に求めてきたものであります。

なお、有限会社パワーでんきカンパニーは当社子会社の株式会社パワーでんきイノベーションに対して2022年12月16日付で事業を譲渡した会社になります。

当社及び当社子会社の株式会社パワーでんきイノベーションは上記提起に関して原告に対して責任を負うべき理由はないものと認識しておりますので、訴訟におきまして、当社及び株式会社パワーでんきイノベーションの正当性が受け容れられるよう主張していく方針であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年8月31日現在)

①発行可能株式総数 14,640,000株

②発行済株式の総数 5,276,800株

(注) ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は102,000株増加しております。

③株主数 3,374名 (前期末比257名増)

#### ④大株主

| 株主名           | 持株数        | 持株比率   |
|---------------|------------|--------|
| 入澤拓也          | 1,118,900株 | 21.25% |
| K D D I 株式会社  | 1,060,000株 | 20.13% |
| 積水樹脂株式会社      | 260,100株   | 4.94%  |
| 松永崇           | 234,100株   | 4.45%  |
| しなねん商事株式会社    | 156,000株   | 2.96%  |
| 株式会社 S B I 証券 | 125,771株   | 2.39%  |
| 株式会社 テラスカイ    | 69,000株    | 1.31%  |
| 楽天証券株式会社      | 62,100株    | 1.18%  |
| 日本証券金融株式会社    | 38,600株    | 0.73%  |
| 井上裕規          | 37,200株    | 0.71%  |

(注) 持株比率は自己株式 (10,247株) を控除して計算しております。



**(2) 会社の新株予約権等に関する事項**

**①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要**

該当事項はありません。

**②当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要**

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項 (2023年8月31日現在)

①会社役員の状態

| 氏名    | 地位及び担当 | 重要な兼職の状態                                                                                                 |
|-------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入澤拓也  | 代表取締役  | 株式会社北海道ソフトウェア技術開発機構 社外取締役<br>株式会社シーラクス 社外取締役                                                             |
| 内藤彰人  | 取締役    |                                                                                                          |
| 勝田剛   | 取締役    |                                                                                                          |
| 上村幸夫  | 取締役    | KDDI株式会社 執行役員 ソリューション事業本部<br>DX推進本部長                                                                     |
| 松本康一郎 | 取締役    | 株式会社サニーサイドエックス代表取締役                                                                                      |
| 塚田修治  | 常勤監査役  |                                                                                                          |
| 奥山倫行  | 監査役    | 弁護士 (アンビシャス総合法律事務所)<br>北海道ベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役<br>株式会社アットマークテクノ 社外監査役<br>五稜化薬株式会社 社外監査役<br>株式会社モロオ 社外監査役 |
| 林昭彦   | 監査役    | 五稜化薬株式会社 監査役                                                                                             |

- (注) 1. 取締役上村幸夫氏、松本康一郎氏は社外取締役であります。
2. 監査役塚田修治氏、奥山倫行氏及び林昭彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役塚田修治氏は、上場会社において財務や内部監査担当執行役員を務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役林昭彦氏は、上場会社において内部統制やガバナンス体制の構築等を経て常勤監査役を務めた経験を有していることから、内部統制及び企業のガバナンス体制に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役奥山倫行氏は、弁護士として企業法務分野における豊富な実務経験を有し、弁護士事務所の経営者でもあることから、企業法務及びコンプライアンス等に関する十分な知見を有しております。
6. 社外取締役松本康一郎氏、監査役塚田修治氏を当社上場の国内各取引所がそれぞれ定める独立役員として指定し、同各取引所に届け出ております。

## ②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者の範囲は当社グループの役員、執行役員及びその他管理職従業員としており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。

## ⑤取締役及び監査役の報酬等

### イ.当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分  | 対象となる役員の員数<br>(名) | 報酬等の総額<br>(千円) | 摘要                  |
|-----|-------------------|----------------|---------------------|
| 取締役 | 9                 | 35,227         | (うち社外取締役3名 1,875千円) |
| 監査役 | 4                 | 8,742          | (うち社外監査役3名 8,112千円) |
| 計   | 13                | 43,969         | (うち社外役員6名 9,987千円)  |

- (注) 1. 上表には、無報酬の取締役2名(うち社外取締役2名)を除いております。  
2. 業績連動報酬等はありません。  
3. 非金銭報酬等の内容は当社新株予約権であり、交付の方法等は「(2) 会社の新株予約権などに関する事項 ①当事業年度末に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要」に記載のとおりであります。  
4. 取締役会は、代表取締役社長入澤拓也に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。

委任した理由は、会社目標に対する達成状況を勘案しつつ、各取締役の経営貢献度について評価を行うにあたり、代表取締役社長入澤拓也が適していると判断したためであります。

#### **ロ.取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

取締役の報酬限度額は2016年10月3日開催の臨時株主総会において年額80,000千円以内と決議いただいております。(ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。)当該株主総会終了時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は1名)です。

監査役の報酬限度額は2018年6月28日開催の定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の監査役の員数は3名です。

#### **ハ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等**

各取締役の報酬等の額の決定につきましては、取締役会によって決議された報酬テーブルに基づき決定することとしております。報酬テーブルではベースとなる基本報酬の額と変動幅を規定しており、基本報酬は前事業年度の事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容や、当事業年度の担当職務等により変動します。

社外取締役につきましては報酬テーブルに依らず、各社外取締役の貢献度等に基づき報酬等の額を決定しております。

各監査役の報酬等の額につきましては、監査役の協議により決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### **二.取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項**

取締役会は、代表取締役入澤拓也に対し報酬テーブルで規定された変動幅内において取締役個人別の基本報酬を決定する権限を委任しております。代表取締役に権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の個人別の報酬額を決定するには代表取締役が最も適していると判断したためです。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏 名       | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                     | 当 社 と 当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上 村 幸 夫   | KDD I 株式会社 執行役員<br>ソリューション事業本部 DX推進<br>本部長                                                                          | KDD I 株式会社は当社の発行済株式総数の<br>20.1%を所有する大株主であり、当社の販売先<br>であります。<br>取引条件については市場価格に基づいて価格交<br>渉のうえ決定しております。 |
| 松 本 康 一 郎 | 株式会社サニーサイドエックス代表<br>取締役                                                                                             | 同氏の各兼職先と当社間に特別な関係はあり<br>ません                                                                           |
| 奥 山 倫 行   | 弁護士（アンビシャス総合法律事務<br>所）<br>北海道ベンチャーキャピタル株式会<br>社 社外取締役<br>株式会社アットマークテクノ 社外<br>監査役<br>五稜化薬株式会社 社外監査役<br>株式会社モロオ 社外監査役 | 同氏の各兼職先と当社間に特別な関係はあり<br>ません。                                                                          |
| 林 昭 彦     | 五稜化薬株式会社 監査役                                                                                                        | 同氏の各兼職先と当社間に特別な関係はあり<br>ません。                                                                          |

ロ. 当事業年度における主な活動状況（社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要を含む）

| 氏 名             | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                   |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>上村 幸夫  | 2022年11月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を行っております。ビジネスIoT分野に関する高い専門性と豊富な経験を活かし、適宜発言を行い、営業戦略、組織マネジメント面を中心に当社が期待する役割を適切に果たしております。                    |
| 社外取締役<br>松本 康一郎 | 2022年11月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回出席いたしました。豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を行っております。長年にわたって会社経営に携わってきた経験を活かし、適宜発言を行い、経営戦略面、組織マネジメントの面を中心に当社が期待する役割を適切に果たしております。                    |
| 常勤監査役<br>塚田 修治  | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回の全てに出席いたしました。豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を行っております。過去に上場会社において財務や内部監査担当執行役員を務めた経験を活かし、財務並びにコーポレート・ガバナンスに対し、中立的立場で監督機能を担っております。                              |
| 社外監査役<br>奥山 倫行  | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回の全てに出席いたしました。豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を行っております。弁護士として企業法務に長年携わり、さらに様々な業界で監査役や取締役を歴任してきた経験を活かし、法務並びに企業経営に関し、中立的立場で監督機能を担っております。                          |
| 社外監査役<br>林 昭彦   | 2022年11月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回、監査役会10回の全てに出席いたしました。豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を行っております。過去に上場会社において内部統制やガバナンス体制の構築等を経て常勤監査役を務めた経験を活かし、内部統制並びにコーポレート・ガバナンスに対し、中立的立場で監督機能を担っております。 |

#### (4) 会計監査人に関する事項

##### ①会計監査人の名称

三優監査法人

##### ②報酬等の額

|                                      | 三優監査法人   |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 19,000千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、監査工数の追加等による追加報酬の額等については決まっておりません。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

##### ③非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	1,832,768	【流動負債】	868,373
現金及び預金	586,195	支払手形及び買掛金	145,967
電子記録債権	175,183	工事未払金	32,523
受取手形及び売掛金	452,451	短期借入金	117,660
商品及び製品	119,405	一年内返済予定の長期借入金	168,688
販売用発電設備	52,829	リース債務	690
仕掛品	6,844	未払法人税等	18,820
仕掛販売用発電設備	54,399	契約負債	190,736
未成工事支出金	26,340	賞与引当金	46,938
原材料及び貯蔵品	95,144	受注損失引当金	13,800
前渡金	173,161	その他	132,547
未収入金	43,706	【固定負債】	436,146
未収還付法人税等	6,156	長期借入金	418,442
その他	42,476	リース債務	2,143
貸倒引当金	△1,525	退職給付に係る負債	14,810
【固定資産】	404,658	その他	750
【有形固定資産】	132,006	負債合計	1,304,519
レンタル用資産	52,471	純資産の部	
建物	21,442	【株主資本】	932,856
工具、器具及び備品	5,498	資本金	617,876
機械及び装置	7,510	資本剰余金	608,035
車両運搬具	4,269	利益剰余金	△281,200
土地	38,000	自己株式	△11,855
リース資産	2,814	【その他の包括利益累計額】	51
【無形固定資産】	39,193	その他有価証券評価差額金	51
のれん	10,175	純資産合計	932,907
ソフトウェア	25,567	負債純資産合計	2,237,427
その他	3,450		
【投資その他の資産】	233,459		
投資有価証券	136,279		
繰延税金資産	20,556		
敷金及び保証金	59,297		
その他	17,324		
資産合計	2,237,427		

連 結 損 益 計 算 書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,715,412
売上原価		1,757,363
売上総利益		958,049
販売費及び一般管理費		1,051,447
営業損失		△93,397
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	15	
違約金収入	2,876	
補助金収入	4,407	
受取保険金	3,807	
持分法による投資利益	306	
その他	4,920	16,347
営業外費用		
支払利息	5,635	
その他	632	6,267
経常損失		△83,318
特別利益		
投資有価証券売却益	28,535	
子会社株式売却益	7,707	36,243
特別損失		
固定資産売却損	2,089	
固定資産除却損	2,086	
子会社株式売却損	3,176	
減損損失	108,615	115,968
税金等調整前当期純損失		△163,043
法人税、住民税及び事業税	13,623	
法人税等調整額	△1,802	11,821
当期純損失		△174,864
親会社株主に帰属する当期純損失		△174,864

連結株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	615,326	605,429	△106,335	△11,420	1,103,000
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	2,550	2,550			5,100
親会社株主に帰属する当期純利益			△174,864		△174,864
譲渡制限付株式報酬		55		△435	△379
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	2,550	2,605	△174,864	△435	△170,144
当連結会計年度末残高	617,876	608,035	△281,200	△11,855	932,856

	その他の包括利益累計額		純 資 産 計 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	1	1	1,103,001
当連結会計年度変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			5,100
親会社株主に帰属する当期純利益			△174,864
譲渡制限付株式報酬			△379
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	50	50	50
当連結会計年度変動額合計	50	50	△170,093
当連結会計年度末残高	51	51	932,907

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	1,391,952	【流動負債】	654,560
現金及び預金	544,705	買掛金	145,956
電子記録債権	175,183	一年内返済予定の長期借入金	168,688
受取手形	4,662	未払金	86,740
売掛金	362,734	未払費用	8,365
商品及び製品	119,405	未払法人税等	16,942
原材料及び貯蔵品	84,737	契約負債	163,184
仕掛品	5,525	預り金	3,656
前渡金	9,900	前受収益	240
前払費用	37,615	未払消費税等	18,204
未収入金	40,879	賞与引当金	42,580
未収還付法人税等	6,156	【固定負債】	433,702
その他	893	長期借入金	418,442
貸倒引当金	△448	退職給付引当金	14,810
【固定資産】	646,110	その他	450
【有形固定資産】	75,427	負債合計	1,088,262
レンタル用資産	52,471	純資産の部	
建物	17,649	【株主資本】	949,748
工具、器具及び備品	5,306	資本金	617,876
【無形固定資産】	28,897	資本剰余金	608,035
ソフトウェア	25,447	資本準備金	607,876
その他	3,450	その他資本剰余金	159
【投資その他の資産】	541,785	利益剰余金	△264,307
投資有価証券	37,966	その他利益剰余金	△264,307
関係会社株式	298,000	繰越利益剰余金	△264,307
長期貸付金	110,000	自己株式	△11,855
長期前払費用	11,892	【評価・換算差額等】	51
繰延税金資産	20,556	その他有価証券評価差額金	51
敷金	59,226	純資産合計	949,800
その他	4,143	負債純資産合計	2,038,062
資産合計	2,038,062		

損益計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,040,171
売上原価		1,206,251
売上総利益		833,919
販売費及び一般管理費		902,616
営業損失		△68,696
営業外収益		
受取利息	351	
受取配当金	13	
違約金収入	2,526	
補助金収入	4,407	
確定拠出年金返還金	1,069	
その他	1,904	10,274
営業外費用		
支払利息	4,977	
その他	581	5,558
経常損失		△63,980
特別利益		
投資有価証券売却益	28,535	
子会社株式売却益	12,950	41,485
特別損失		
固定資産除却損	2,086	
減損損失	108,615	110,701
税引前当期純損失		△133,196
法人税、住民税及び事業税	10,565	
法人税等調整額	△355	10,210
当期純損失		△143,406

株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	615,326	605,326	103	605,429	△120,900	△120,900	△11,420	1,088,434	
当 期 変 動 額									
新株の発行(新株 予約権の行使)	2,550	2,550		2,550				5,100	
当 期 純 利 益					△143,406	△143,406		△143,406	
譲渡制限付株式報酬			55	55			△435	△379	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	2,550	2,550	55	2,605	△143,406	△143,406	△435	△138,686	
当 期 末 残 高	617,876	607,876	159	608,035	△264,307	△264,307	△11,855	949,748	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1	1	1,088,436
当 期 変 動 額			
新株の発行(新株 予約権の行使)			5,100
当 期 純 利 益			△143,406
譲渡制限付株式報酬			△379
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	50	50	50
当 期 変 動 額 合 計	50	50	△138,635
当 期 末 残 高	51	51	949,800

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月25日

エコモット株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
札幌事務所
指定社員 公認会計士 岡島 信平
業務執行社員
指定社員 公認会計士 宇野 公之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エコモット株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコモット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月25日

エコモット株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
札幌事務所
指定社員 公認会計士 岡島 信平
業務執行社員
指定社員 公認会計士 宇野 公之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エコモット株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月26日

エコモット株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 塚田修治 ⑩

監査役（社外監査役） 奥山倫行 ⑩

監査役（社外監査役） 林昭彦 ⑩

以上

株主総会会場ご案内図

会場 札幌市中央区北四条西五丁目1番地
アスティ45 16階
ACU-A 大研修室1606

